

# 電気標準約款 [低圧] (首都圏エリア)

2026年2月1日実施

北海道電力株式会社

# 電気標準約款 [低圧] (首都圏エリア)

## 目 次

### I 総 則

1 適 用	1
2 標準約款および契約要綱の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	3
5 そ の 他	4

### II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 需給契約書の作成	7

### III 料金の算定および支払い

13 料 金	8
14 料金の適用開始の時期	8
15 料金の算定期間	8
16 使用電力量等の算定	8
17 料 金 の 算 定	9
18 日 割 計 算	9
19 料金の支払義務および支払期日	9
20 料金等のお知らせおよび請求	10
21 料金その他の支払方法	11
22 延 滞 利 息	12
23 保 証 金	12

#### IV 使用および供給

24 適正契約の保持	14
25 力率の保持	14
26 需要場所への立入りによる業務の実施	14
27 供給の停止	14
28 供給停止の解除	15
29 違約金	15
30 使用の制限または中止	15
31 損害賠償の免責	15
32 設備の賠償	16

#### V 契約の変更および終了

33 需給契約の変更	17
34 名義の変更	17
35 需給契約の廃止	17
36 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算	18
37 解約等	20
38 需給契約消滅後の債権債務関係	21

#### VI 供給方法、工事および工事費の負担

39 供給方法および工事	22
40 工事費負担金等相当額の申受け等	22

#### VII その他の

41 準拠法	23
42 管轄裁判所	23

附 則	24
-----	----

別 表	26
-----	----

# I 総 則

## 1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気標準約款【低圧】（首都圏エリア）（以下「この標準約款」といいます。）および当社が別に定める需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）によります。
- (2) この標準約款および契約要綱は、次の地域に適用いたします。
- 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
- ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。
- (3) この標準約款および契約要綱は、原則として当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 標準約款および契約要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この標準約款および契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気標準約款【低圧】（首都圏エリア）および需給契約要綱によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
- ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「接続供給会社」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この標準約款および契約要綱を変更する必要が生じた場合
- ハ その他、この標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (2) この標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、この標準約款および契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および

電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

### 3 定 義

次の言葉は、この標準約款および契約要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 壓

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

契約要綱に定める契約の種別をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

お客さまが使用される電力の最大値をいいます。

(12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この標準約款および契約要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約要綱において、契約電力として算定された

値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

## 5 そ の 他

- (1) この標準約款に記載のある事項について、契約要綱に定めがある場合は、契約要綱によるものといたします。
- (2) この標準約款および契約要綱に記載のない事項については、この標準約款および契約要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの標準約款、契約要綱および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日および料金の支払方法

なお、この標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ接続供給会社へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 当社は、需給契約にもとづきお客様から申し出いただいた事項のうち、当該接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に情報を提供いたします。

### 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、接続供給会社との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成

立の日にさかのぼって需給契約を解約することができます。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

## 8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とをあわせて契約する等、1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、接続供給会社が技術上、

保安上適當と認めたとき。

## 10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

## 12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

### III 料金の算定および支払い

#### 13 料 金

料金は、契約種別ごとに契約要綱に規定する料金といたします。

#### 14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

#### 15 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

#### 16 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。

(3) 当社は、使用電力量等を 20（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

(4) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないと

きの料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

## 17 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 18 日 割 計 算

- (1) 当社は、17(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表4(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 17(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。
- また、17(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

## 19 料 金 の 支 払 義 務 お よ び 支 払 期 日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、接続供給会社から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただきます。
- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀

#### 行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

- ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
  - ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ホ その他の理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合
- (3) お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。
- イ お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）については、お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。
  - ロ お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

## 20 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法により行ないます。
  - (2) 当社は、料金を21（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合には、(1)にかかるわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
  - (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。
    - イ 当社の都合により21（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月の料金の算定期間の料金を21（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合
    - ロ その他特別の事情がある場合
  - なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。
- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。

1 料金の算定期間および1契約につき	330円00銭
--------------------	---------

## 21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、原則として当社が指定した金融機関等を通じて次のとおり支払っていただきます。
- イ 原則として、お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。この場合、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。
- ロ お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払っていただきます。この場合、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。
- ハ イまたはロの場合で、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合等特別の事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

## 22 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合、または料金を21(料金その他の支払方法)(1)口により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- なお、19(料金の支払義務および支払期日)(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の延滞利息算定上の支払期日は、19(料金の支払義務および支払期日)(3)にかかるわらず、19(料金の支払義務および支払期日)(2)で定めた支払期日といたします。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
- なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## 23 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合
- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の

預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

## IV 使用および供給

### 24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約種別を適用するお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

### 26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (2) その他この標準約款および契約要綱によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

### 27 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、接続供給会社は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、接続供給会社は、接続供給会社の供給設

備またはお客様の電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。  
なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をさせていただきます。

## 28 供給停止の解除

27（供給の停止）によって接続供給会社が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、接続供給会社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

## 29 違 約 金

- (1) お客様が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ハ 動力契約種別を適用する場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、この標準約款および契約要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

## 30 使用の制限または中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、接続供給会社は、お客様に電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

## 31 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および託送約款等に定めるところにより接続供給会社が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 27（供給の停止）によって接続供給会社が電気の供給を停止した場合または37（解約

等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 32 設備の賠償

(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が接続供給会社から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## V 契約の変更および終了

### 33 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客様にお知らせすることができます。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

### 34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たにお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、電話等により申し出ていただきます。

### 35 需給契約の廃止

- (1) お客様が、この標準約款および契約要綱にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、接続供給会社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および接続供給会社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるた

めの処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- ハ お客様が電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、需給契約は新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に消滅するものといたします。
- ニ お客様が電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始するために必要な手続きを廃止期日の 2 暦日前から起算して 8 営業日前の日の 1 暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止期日の 2 暦日前から起算して 1 営業日前の日の 1 暦日前といたします。）までに行なわなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

### 36 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客様が、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、接続供給会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- イ 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、お客様が契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、電灯契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- ロ 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合には、当社は、お客様が契約電流、契約容量または契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電流、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、電灯契

約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとを適用いたします。この場合、当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分と残余分の比で算定してえたものといたします。

ハ 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客様が契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約電流、契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、電灯契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分と残余分の比で算定してえたものといたします。

ニ 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客様が契約電流、契約容量または契約電力を増加された日から契約電流、契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約電流、契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって、電灯契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約種別の適用を受けていた場合は該当料金の 20 パ

一セントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたもの適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、該当料金の 10 パーセントを割増ししたものまたは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分（減少後の契約電流、契約容量または契約電力が増加前の契約電流、契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比でん分してえたものといたします。

- (2) 契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、需要場所における主開閉器の定格電流等を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または協議によって契約電力を減少しようとされる場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、需要場所における主開閉器の定格電流等を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加された日とし、契約電力を減少される日は、協議によって契約電力を減少しようとされる日といたします。
- (3) (1) または(2) の場合で、当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

### 37 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。  
また、当社は、当該需要場所の居住者等にその旨をお知らせすることがあります。
  - イ 27 (供給の停止) により接続供給会社によって電気の供給を停止されたお客さまが接続供給会社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ニ この標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この標準約款および契

- 約要綱から生ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合  
ホ お客様がその他この標準約款および契約要綱に反した場合  
(2) お客様が、35 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

### 38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VI 供給方法、工事および工事費の負担

### 39 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、接続供給会社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

### 40 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当社が接続供給会社から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が接続供給会社から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

## VII そ の 他

### 41 準 抱 法

この標準約款および契約要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

### 42 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

# 附 則

## 1 この標準約款の実施期日

この標準約款は、2026年2月1日から実施いたします。

## 2 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2026年2月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。

(1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）

および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。

(2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

### イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、17（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

### ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

### ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、40（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の

申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力をこえないとき。

□ お客様が、再建等のため、災害発生日が属する月の 6 月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であり、原則として初回の工事のとき。

(4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、接続供給会社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者をいいます。以下「当該みなし小売電気事業者」といいます。）が定める電気の供給に係る約款およびその他の供給条件等（以下「約款等」といいます。なお、当該みなし小売電気事業者が約款等を変更した場合には、変更後の約款等によります。）の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値に準ずるものといたします。

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料価格は、約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される金額に準ずるものといたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

#### (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

#### ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

##### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

なお、基準単価は、約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客様へ電気を供給した場合に適用される金額に準ずるものといたします。

### 3 契約容量および契約電力の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、次により算定いたします。

ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

### 4 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。